

高知県立消費生活センター

# 地域見守り情報



第160号

## 「お試し」「初回実質0円」、それって【定期購入】なのでは？！

「1回目90%OFF」「初回実質0円（送料のみ）」などの広告を見て、「お試し」「1回だけ」のつもりで健康食品や化粧品等を注文したところ、数か月の定期購入が条件だったというトラブルの相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。

### 【県内事例①】

動画サイトを視聴中、ダイエットサプリメント広告が表示され、初回500円でお試し購入できるとのことですぐに注文した。初回のみで解約するつもりだったので、商品到着後すぐに業者に電話をしたがつながらなかったため、メールで解約を申し出たところ業者から返信があり、「初回のみで解約する場合は、通常価格となるので差額の9,600円を支払ってほしい」と説明があった。初回のみで解約する場合は、高額の商品代を支払わなければいけないのはおかしいのではないか。

(50代 女性)

### 【県内事例②】

スマートフォンのSNSで、「今ならダイエットサプリメントがお試しの100円で購入できる」との広告があり、注文した。掲載されている情報をよく確認しなかったが、「お試し」なので初回の商品代だけで解約できると思い、大手通販サイトのカード決済で1回払いで支払った。ところが数日後、19,450円が引落とされていることに気づいたので、業者に確認すると、「定期購入で3回購入することが条件である。Webに購入条件を記載している」との説明があった。解約したいがどうすればよいか。

(60代 女性)

### トラブルに遭わないために

1. インターネットやテレビの通販などでは、クーリング・オフ制度が適用されません。広告ページや申込み最終画面等で、定期購入が条件になっていないか、また条件となっている場合はその期間や支払う総額、解約・返品できるかどうかなど、条件をしっかりと確認しましょう。
2. いったん契約をすると、自己都合で簡単に契約をやめることはできません。その場で契約せず、身近な人に相談するなど冷静になって考えましょう  
また、契約をせかされて、安易にクレジット契約を締結したり、借金をしたりして高額な契約をしないようにしましょう
3. 不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の窓口（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）にご相談ください。



©KANAGAWA2013